

平成 30 年度 国民健康保険税改正のお知らせ

~軽減制度が拡充されます~

【問い合わせ】税務課市民税グループ (麻生庁舎) ☎0299-72-0811

世帯主(世帯主が加入者でない場合も含む)およびその世帯の国民健康保険加入者(特定同一世帯所属者を含む)の所得の合計額が一定金額以下の場合、その世帯の均等割額と平等割額をそれぞれ7割、5割、2割軽減しています。

国の制度改正により、平成30年度から5割、2割の軽減対象となる所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯が拡充されます。

■改正後の軽減の内容

軽減割合	改正前	改正後
フ割軽減	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者 の前年中の所得の合計が、住民税基礎控除額 (33 万円) 以下の世帯	改正なし
5割軽減	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、33万円+27万円× 国保加入者数(特定同一世帯所属者を含む)以 下の世帯	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、33万円+27万5千円×国保加入者数(特定同一世帯所属者を含む)以下の世帯
2割軽減	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者 の前年中の所得の合計が、33万円+49万円× 国保加入者数(特定同一世帯所属者を含む)以 下の世帯	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、33万円+ 50 万円× 国保加入者数(特定同一世帯所属者を含む)以 下の世帯

[※]特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の加入者となったことに伴い国民健康保険の資格を喪失した人で、引き続き同一世帯に属する人のことをいいます。

■軽減には所得申告が必要です

この軽減を受けるには、届け出は必要ありません。国保税額を計算するときは、基準に該当する世帯は自動的に軽減されます。

ただし、世帯の国保加入者の中に所得未申告の方がいる場合は軽減が適用されません。また、高額療養費の自己負担限度額の負担区分が上位区分で判定されてしまいます。

※収入がない場合でも申告は必要になります。

■簡易申告

下記に該当する方は、簡易申告をしてください。

- ・平成30年1月2日以降に新規入国した外国籍の方
- ・平成30年1月1日現在海外に居住していた方

※平成29年中に日本で収入のあった方は、給与明細等の収入が確認できるものがあればお持ちください。

■賦課限度額の引き上げについて

賦課限度額とは、1世帯(納税義務者)に課税される限度の金額のことです。こちらについても、国の制度改正により一部変更となりました。

区分	引き上げ前の額	引き上げ後の額	増加分
医療保険分 54 万円		58 万円	4万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円	変更なし
介護保険分	16 万円	16 万円	変更なし
合計	89万円	93 万円	4万円

後期高齢者医療のお知らせ



【問い合わせ】国保年金課医療グループ(玉造庁舎)☎0299-55-0111

■8月1日に「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

現在お使いの「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日までの有効期限となっています。

新しい「被保険者証」(セピア色)は、7月中旬に簡易書留にて郵送しますので、 お受け取りをお願いします。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)をお持ちの方で、引き続き交付対象となる方については、「被保険者証」とあわせて郵送します。

なお、有効期限を経過した「被保険者証」等は、お近くの市役所窓口までご返却いただくか、ご自身にて処分をお願いします。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、被保険者が属する世帯の全員が 住民税非課税である場合に交付されます。



新しい被保険者証は**セピア色**です

■平成30年度保険料の決定通知書および納付書を送付します

特別徴収(年金からの天引き)の該当にならない方は、7月中旬に郵送される納付書にて、保険料を納付していただくことになります。

決定通知書が届きましたら、必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、各納期限までに納付をお願いします(□座振替をお申し込みの方は、納期限日に振替させていただきますので、残高のご確認をお願いします)。

また、特別徴収(年金からの天引き)による保険料の納付がある方については、8月中旬に決定通知書を郵送します。

◆保険料の納め方

特別徴収(4月~翌年2月 隔月6回)	普通徴収(7月~翌年2月 毎月8回)		
年金からの天引き	納付書または□座振替		
年金 (遺族・障害年金を除く) 額が年額 18 万円以上の方、介護保険料との合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない方			

※普通徴収による納付は、納め忘れがなく、手間が省ける口座振替が便利です。

- ・手続きは、市内にある金融機関の本店・支店の窓口でできます。□座振替をする方の預貯金通帳およびお届け印をご持参ください。
- ・申込書は、市内の金融機関窓口にあります。市外の取扱金融機関に申し込みされる場合はご連絡ください。
- ・口座振替を希望する納付月分の前月までにお申し込みください。

※特別徴収による納付は、申請することで普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。

- ・金融機関での口座振替の申し込み後、後期高齢者医療担当窓口で徴収方法変更の申請手続きをしてください。
- ・口座振替をした方の社会保険料控除に適用でき、世帯全体でみたときの住民税・所得税の負担額が少なく なる場合があります(口座名義人が被保険者本人の場合は、住民税・所得税の負担額は変わりません)。

※被保険者の方が関係書類等の受け取りが困難な場合は、送付先を変更することができます。

・被保険者本人以外の住所地に郵送することができます。後期高齢者医療担当窓口にて送付先の変更手続きをしてください(届出人の身分を証明するもの・印鑑が必要です)。

介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです

【問い合わせ】介護福祉課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

■介護保険料の改定

市では、本年度から3カ年を計画期間とする「行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の第7期 計画を策定しました。

この計画は、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護等の連携、認知症対策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の推進等、サービス提供体制のさらなる充実に向け、施策やサービスの提供量、介護保険財政の安定化のための方策を具体的に計画し、市民と共に推進していくものです。

第7期計画の策定に伴い、計画期間中における介護サービス費等の見込みに基づき介護保険第1号被保険者(65歳以上)の保険料を改定しました。

■65歳以上の方の保険料(第1号被保険者) 第7期(平成30~32年度)

所得段階	対象者	料率	年額 (月額目安)
第1段階	○生活保護受給者の方○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の方	0.45	30,240 円 (2,520 円)
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円を超えて120万円以下の方	0.75	50,400円 (4,200円)
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120万円を超える方	0.75	50,400円 (4,200円)
第4段階	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計 所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.95	63,840円 (5,320円)
第5段階【基準額】	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計 所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	67,200円 (5,600円)
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.25	84,000円 (7,000円)
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未 満の方	1.35	90,720 円 (7,560 円)
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未 満の方	1.50	100,800円 (8,400円)
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上の方	1.70	114,240円 (9,520円)

[※]月額の保険料は目安であり、年間保険料を 1/12 にしたものです(納付期限・納付方法により金額が増減することがあります)。

ただし、各所得段階対象者の合計所得金額には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を適用し、さらに、 第1段階から第5段階の合計所得金額には、公的年金から生じる雑所得を控除します。

[※]合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、譲渡所得の特別控除や損失等にかかる繰越控除を行う前の金額をいいます。

■保険料の納め方

納め方は、受給している年金の額によって、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替に より納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれます。

特別徴収	年金が年額 18万円以上の方は、年金の支払月に年6回に分けて天引きされます。ただし、年度途中で 65歳に到達した方や他の市区町村から転入した方などは、すぐに年金天引きにはなりませんので、年金天引きが開始(おおむね6か月から1年後)されるまでは、一時的に納付書または口座振替で納めていただきます。
普通徴収	年金が年額 18 万円未満の方や、年度途中で 65 歳に到達した方、他の市区町村から転入した方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

※保険料を滞納していると、保険料を滞納している期間に応じ、次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

… サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申 請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると … 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が 一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあ ります。

2年以上滞納すると

・・・・サービス利用するときに利用者負担が3割(通常3割の方は4割)になっ たり、高額介護(介護予防)サービス費が受けられなくなったりします。

◆ 65 歳以上で現役世代並みの所得がある人は、利用者負担割合が3割になります

本人の「合計所得金額(※ 1)」が 220 万円以上の方で、世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他 の合計所得金額(※2)」が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方は、サービス を利用するときの自己負担が3割負担になります。

※適用期間が平成30年8月1日以降分の「介護保険負担割合証」(白色) は後日郵送されます。

- (※1) 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎 控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得および短期譲渡所得 に係る特別控除を控除した額で計算されます。
- (※2)「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

◆介護保険負担限度額認定証(白色)が更新になります

所得の低い方が施設サービスを受けるときに、居住費と食費の自己負担額が上限額までとなる「限度額 適用・標準負担額減額認定証|は、平成30年7月31日までの有効期限となっています。

平成30年8月1日以降分については、あらためて申請手続きが必要になります。

◆高額医療・高額介護合算制度の現役並み所得者の負担限度額が変更されます(70 ~ 74 歳の人がいる世帯 または後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯)

年間の医療費と介護サービス費の利用者負担(それぞれのサービスの限度額適用後の利用者負担)が、 一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成 30 年 8 月の 算定分から変更されます。

負担限度額			
所得区分	平成 30 年 7 月算定分まで		
現役並み所得者	67 万円		
一般	56 万円		
低所得者 Ⅱ	31 万円		
低所得者 I	19 万円		



負担限度額			
所得区分	平成 30 年 8 月算定分から		
課税所得 690 万円以上	212万円		
課税所得 380 万円以上	141 万円		
課税所得 145 万円以上	67 万円		
一般	56 万円		
低所得者Ⅱ	31 万円		
低所得者 I	19 万円		

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります

【問い合わせ】国保年金課(玉造庁舎)☎0299-55-0111

■高額療養費制度とは

ひと月に医療機関へ支払った医療費が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った金額を払い戻す制度です。 上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、上限額(月ごと・70歳以上)が以下の表のように変わります。

あわせて「限度額適用認定証」が必要となる場合がありますので、ご留意ください。

平成30年7月までの医療費上限額(70歳以上・ひと月ごと)

平成30年8月からの医療費上限額(70歳以上・ひと月ごと)

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み		+ (医療 57,600円 267,000円) (多数回記	80,100円 + (医療費 – 267,000円) ×1% (多数回該当)	III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費-842,000円) ×1% 	
	課税所得 145万円以上の方			课税所得 380万円以上の方	(多数回該当 140,100円)※ 167,400円 + (医療費-558,000円)×1% (多数回該当 93,000円)※	
			(44,400円) ※	 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費-267,000円) ×1% 〈多数回該当 44,400円〉※	
— 般	課税所得 145万円未満の方	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉※	課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉※
非	住民税非課税世帯		24,600円	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
課税	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下)	图000,8	15,000円	l 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下)		15,000円

[※] 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、上限額が下がります。

課税所得145万~689万円の方は、新たに申請が必要となります

平成30年8月以降、ひと月の間に同じ医療機関での支払が高額になる可能性がある方は「限度額適用認定証」の交付申請を行ってください。

限度額適用認定証が医療機関へ提示されない場合、支払額が上限額を超える場合があります。 ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻す申請ができます。

事業場における治療と職業生活の両立支援のための ガイドラインについて

【問い合わせ】茨城産業保健総合支援センター ☎029-300-1221

今般、厚生労働省は「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の参考 資料として「企業・医療機関連携マニュアル」と「難病に関する留意事項」を作成し、公表しました。 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」は、がん・脳卒中・糖尿病 などの疾病を抱える患者さんが仕事場で働き続けるための、雇用主としての留意点を示したもので すが、今回さらに参考資料として「企業・医療機関連携マニュアル」と「難病に関する留意事項」 が示され、治療と仕事が両立できる環境整備の促進を図っていくこととしますので、以下の厚生労 働省のホームページをご覧ください。

■ URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル **☎**0570-003-004 水戸南年金事務所 **☎**029-227-3251 **☎**0299-55-0111

国保年金課(玉造庁舎)

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられ た期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65 歳から受けられる年金)の受け取 り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年 以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険 料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、 どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-003-004)またはお近くの年金事務所にお問い 合わせください。

なめがたエリアテレビからのお知らせ



なめがたエリアテレビは、市民のみなさんのテレビ局です。 テレビ局の仕事を学び、一緒に番組を作ってみませんか。



「みんなで楽しもう!テレビ」



【講座プログラム】

7/24(火) 第1回 テレビを遊ぶ 9/4 (火) 第6回 生 (ライブ) か、収録 (録画) か

7/31(火) 第2回 テレビ(番組)を作ろう 9/11(火) 第7回 「視点」を変えるには

8/7 (火) 第3回 カメラは「ペン」? 9/18(火) 第8回 さあ「オンエア」…その前に「番組編成」

8/21(火) 第4回 画面をつなぐ 9/25(火) 第9回 テレビを楽しむ

8 /28 (火) 第5回 聴こえるテレビ 10/2 (火) 第10回 いま始まる「みんなのテレビ」

※時間は、各回ともに14:00~16:30となります。

※スケジュールは、都合により変更される場合があります。

※受講者が用意するものは特にありません。

※全ての回に参加できなくても大丈夫です。

場 所 / 麻生保健センター内 ホール

定 員/15名

対 象 / 行方市在住の方で、テレビに関心のある方

参加費 / 無料

申込方法 / 電話かメールでお申し込みください。

申込締切 / 7/13(金)

講師:さとう 一声 氏 品9日中・ C C フ ア エ ア ナウン ア エ フ サーカン、現産記者に、ディレクターやプロ デューサーを経て、87年フリーに。日本テレ ビのワイドショー「ルックルックこんにち は 1 」のレポーター。 要組終了後、ラジオの バーソナリティー。 現在、美域放送「一声の もっと音楽を!」ほか制作&出演。

【問い合わせ・申し込み】 行方市 企画部 情報政策課 TEL 0299-72-0811 メールアドレス name-johoseisaku@city.namegata.lg.jp

なめがたエリアテレビについては、順次、視聴エリアの拡張に努めておりますので、 ご理解ご協力をお願いいたします。



もうすぐ夏休み 水辺の事故を防ぐために

【問い合わせ】行方市玉造 B&G 海洋センター ☎0299-55-3211

夏休みは子どもたちにとって楽しい時期ですが、水辺の事故に気を付けなくてはならない時期でもあります。 昨年の夏季における子どもの水辺の事故で、主な発生場所1位は「河川(50%)」、2位は「海(28.6%)」となっ ており、行為別の事故発生の1位は、「水遊び(50%)」で、次いで「魚とり・釣り(28.6%)」となっています。 水辺の事故は毎年1400件を超え、特に夏休み期間となる7月~8月は多く発生しています。

しかしながら、水辺の活動は、自然環境への興味関心が高まり、五感を強く刺激することによるリフレッシュ 効果もあるなど、高い教育効果があることも分かっています。

"危険だから"と水辺から遠ざけるのではなく、子ども自身が「自分の命は自分で守る」意識と技能を身につけ、さまざまな活動を通じて「生きる力」を伸ばしていくことも大切な経験といえます。



安全に水辺の活動を楽しむために…

- ○水辺に遊びに行く前に「天気予報を確認」
- ○水辺で遊ぶときは「ライフジャケットを着用」
- ○水辺で遊ぶときは「一人で行かずグループで」
- ○溺れている人を見つけたら「飛び込まず助けを呼ぶ」
- ○水に落ちてしまったら「あわてず、浮いて助けを待つ」

各家庭でルールを決め、安全に水辺の活動を楽しむように心がけてください。

特定外来生物「オオキンケイギク」の駆除にご協力ください

【問い合わせ】環境課(北浦庁舎) ☎0291-35-2111

特定外来生物「オオキンケイギク」とは?

例年、5月から7月にかけて、きれいな黄色い花を咲かせ、道路沿いや庭先、空き地などで生息が確認されています。

オオキンケイギクは、<u>非常に強い繁殖力のため在来種を駆逐してしまう恐れがあり</u>、個人が飼育、栽培、保管、運搬、輸入、野外へ放つ、植える、および種子をまく行為が禁止されています。違反すると罰金が科せられる場合があります。

※オオキンケイギクは、平成18年2月に特定外来生物の指定を受けました。

オオキンケイギクの特徴

- ・高さ30センチメートルから100センチメートルの多年草。
- ・開花時期は5月から7月で、根元から束状に多数生えている。
- ・葉の小葉は細長い槍のような形。
- ・花の中心はオレンジ色で、黄色の舌状花の先が4つ~5つに裂けている。

駆除の方法

- ①開花時期に根を残さず抜き取る。
- ②1週間ほど袋に入れて枯らす(枯れる前の移動は運搬にあたるため、禁止されています)。
- ③種子の飛散を防ぐため、袋の口を密閉し、燃やせるごみとして廃棄する。
- ④翌年以降も生えてきた場合は、①~③を繰り返し行う。
 - 以上を粘り強く行っていただくことが、在来種への影響を防ぐことにつながります。 皆さんのご協力をよろしくお願いします。
- ■オオキンケイギクに似ている植物の写真等を見ることができます。ぜひご覧ください。 (九州地方環境事務所外来生物対策のページ) http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2.html





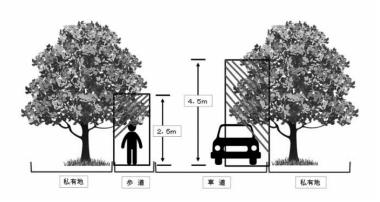
道路上に張り出している樹木等の伐採・せん定のお願い

【問い合わせ】道路維持課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

沿道樹木等の管理が適正にされていないと、道路や歩道に張り出した枝への接触、枯れ枝の落下、道路 への倒木などにより、歩行者や自動車の通行に支障となることがあります。

これらが原因で歩行者や自動車等に事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがあります ので、沿道樹木等の適正な管理をお願いします。

なお、風雨等により建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として 道路管理者においてせん定または伐採し、道路の交通安全確保を行いますので、ご理解をお願いします。



道路法第30条および道路構造令 第 12 条では、道路を安全に通行 するため、車道の上空 4.5 m、歩 道の上空 2.5 mの範囲に通行の障 害となる物を置いてはならないと 規定されています。

■樹木等を伐採・せん定いただく場合には、次のことにご注意ください。

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業にあたっては作業の安全確保、また、通行車両、歩行者、自転車等への安全確保に十分配慮して ください。

税金 @舒知多世

税の納め忘れにご用心!

税金を納期限までに納めないことを「滞納」といいます。うっかり 忘れていたとしても、本来納めるべき税額のほかに、督促手数料や延 滞金を納めていただくことになります。

滞納は納税者にとって不利益になりますので、納期限内に納税して ください。

市税はコンビニエンスストアでも納付できます!

市税の納付方法が口座振替以外(市役所や銀行等での窓口納付)の方には、便利な方法があります。 各税目の納付書に記載してある「納期限」内で 30 万円以下であれば、全国のほとんどのコンビニエンス ストアで、いつでも納付ができます。

市役所や銀行等の窓口が閉じている時間帯はコンビニ納付が便利です。

不動産公売を 10 月に実施予定

市では、本年度も入札方式による差押不動産の公売を実施します。現在、10月に実施する予定で準備 を進めています。

詳しい内容は、市報9月号・10月号に掲載する予定です。公売が近くなりましたら、市ホームページ 上や市役所各庁舎に配置した公売広報でもご案内します。

【問い合わせ】 収納対策課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

今月の税金

○固定資産税 第2期 国民健康保険税 第1期 納付期限(口座振替日)は 7月31日です。

人権擁護委員による

特設人権相談について

☎0299 (55) 0111
総合窓口課(玉造庁舎)

権啓発活動も行っています。

は、問題解決の手助けを行うほか、人いじめなどさまざまな人権相談を受護委員は、ご近所トラブルや学校での護委員は、ご近所トラブルや学校での

お問い合わせください。 風解決の手助けが必要な方は、左記に

相談は全て無料です。

■問い合わせ

水戸地方法務局鹿嶋支局

20299 (83) 6000

■特設人権相談

期日および場所

【玉造】8月8日(水)玉造公民館【麻生】8月7日(火)麻生公民館

問間

【北浦】8月9日

(木

北浦公民館

午後1時~午後3時午前10時~正午

障害者等の現況届について特別児童扶養手当・特別

☎0299 (55) 0111 社会福祉課 (玉造庁舎)

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要とり、所得状況および現に対象者が在宅り、所得状況および現に対象者が在宅の受給資格を確認します。

a。 8月以降の手当が受けられなくなり 8月以降の手当が受けられなくなり

■提出日時

※土曜・日曜・祝日を除く※土曜・日曜・祝日を除く

■提出先

総合窓口室(麻生庁舎、北浦庁舎)社会福祉課(玉造庁舎)

蚊の発生源対策をしましょう

☆029(301)3233茨城県保健福祉部疾病対策課

蚊が発生する季節になりました。 蚊は、デング熱やジカ熱などの感染症を媒介する恐れがあります。蚊が媒をできるだけ発生させない」「蚊に刺象できるだけ発生させない」「蚊に刺りない。

作らないようにしましょう。
に、住まいの周辺に小さな水たまりを産みつけます。蚊を発生させないため産みつけます。蚊を発生させないため

ように注意しましょう。レーを使用するなど、蚊に刺されないくときは、肌を露出せず、虫よけスプくときは

※ホームページ「茨城県 蚊媒介感染

整備推進事業について平成30年度(身近なみどり)

☎0291 (35) 2111
農林水産課(北浦庁舎)

がありましたら、ご相談ください。林の整備・保全を実施します。林の整備・保全を実施します。

■事業の対象条件

①民有林または事業実施後に森林と ①民有林または事業実施後に森林と であって、2市と森林所有者等において、10年間の森林の転用禁止などを定めた 保全管理協定が締結されることが確実な区域

③区域面積がおおむね0·05 h

a

整備の例

- ・平地林・里山林の整理伐等整備
- 通学道路沿いの森林整備
- 森林に侵入する竹の駆除
- の里山林整備等の里山林整備等

テレビ受信障害

対策工事のお知らせ

三和および長野江の各一部) 響が出るおそれがあります。 て、 定です。これに伴い、テレビ映像に影 (700メガヘルツ帯) を発射する予 市内の一部(麻生、 各携帯電話事業者が新しい電波 島並、 におい Щ 鬨

社、沖縄セルラー電話株式会社、 式会社NTTドコモ、KDDI株式会 施します。工事に掛かる費用は700 トバンク株式会社の4社が設立)が実 (一社) 700MHz利用推進協会 (株 MHz利用推進協会が負担します。 この影響を防止するための工事を ソフ

■事前工事が必要な地域にお住まい

のご家庭への対策

帯しています。 は、「テレビ受信障害対策員証」を携 無償で対策工事を行います。 作業員が訪問して工事内容を説明し、 電波発射日の2~3カ月前頃から 作業員

ター Hzテレビ受信障害対策コールセン でお問い合わせください。 不審に思われた場合は、 (0120-700-012) ま 7 0 0 M

■テレビ映像に影響が出るおそれが ある地域のご家庭への対策

シが配布されます。 電波発射日の3週間前頃からチラ

問い合わせください。 ラシに記載しているコールセンター 無償で回復作業を行いますので、チ (0120‐700‐012) までお テレビ映像に影響が生じた場合は、

空き店舗への出展者募 集

般財団法人 行方市開発公社 **2**0299 (55) 3927

き店舗の出店者を募集します。 霞ヶ浦ふれあいランド内にある空

|貸付施設

〈店舗の表示〉

所在 行方市玉造甲1451‐1

構造 鉄骨造

※今回の貸し付けは、 1階のみです。

||募集期限

8月31日 (金)

①賃貸月額

売上利益の10%(上限を20万円と 10万円+売上金がある場合は、

する)

②出店に伴う経費

③運営費

光熱水費、 冷暖房費、 材料費、 消

耗品費等

④原状回復費

許可期間終了後、 原状回復にかか

一問い合わせ

る費用

一般財団法人 行方市開発公社 (霞ヶ浦ふれあいランド内)

T311 - 3512

行方市玉造甲1234

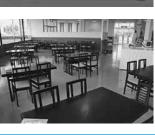
メール

fureai@sopia.or.jp



店舗の外観

店舗内



■出店者の費用負担

■第1次試験日

9月16日 (日

(教養試験、論

作

文試験)

受験資格

【男性警察官A・女性警察官A】

と認める人 の人または人事委員会がこれと同等 平成31年3月31日までに卒業見込み 大学を除く)を卒業した人もしくは 人で、学校教育法による大学 昭和6年4月2日以降に生まれた (短期

【男性警察官B・女性警察官B】

に該当しない人 人で、警察官Aの受験資格(学歴区分) 昭和6年4月2日以降に生まれた

受付期間

申請) 郵送・持参・インターネット(電子

7 月 2 日 (月) ~8月28日 (火

問い合わせ

☎0120 - 314058 茨城県警察本部警務課採用係

(平日 午前8時30分~午後5時15分)

行方警察署警務課

または最寄りの交番、駐在所まで。 **2**0299 (72) 0110 (平日 午前8時30分~午後5時15分

平成30年度

第2回茨城県警察官採用試験